

# 第4回 札幌市介護保険事業計画推進委員会（第9期）議事要旨

日 時：令和7年（2025年）10月22日（水）10：00～11：30  
場 所：TKPガーデンシティPREMIUM札幌大通 ホール6D

## I 出席者

### 1 委員

林委員長、畠副委員長、小笠原委員、松原委員、高橋（一）委員、瀬戸委員、貞本委員  
木浪委員、高橋（誠）委員、吉田委員、大石委員、加藤委員、小川委員、五十嵐委員  
大野委員、木村委員、木引委員、相内委員、上原委員

### 2 事務局

足立高齢保健福祉部長、阿部地域包括ケア推進担当部長、清水高齢福祉課長  
横谷調整担当課長、鹿嶋介護保険課長、長田認知症支援・介護予防担当課長  
岩間企画係長、上田生きがい支援担当係長、中津管理係長、藤間企画調整担当係長  
服部・給付認定係長、坂本認知症支援担当係長、延地域包括担当係長  
近間介護予防担当係長、菅野事業者指定担当係長、神谷施設整備担当係長

## II 議事次第

### 1 開会

### 2 議事

#### （1）札幌市高齢者支援計画2024の進捗状況等について

○林委員長 林でございます。

本日もお集まりいただき、誠にありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って進めてまいります。

初めに、（1）札幌市高齢者支援計画2024の進捗状況等について、事務局より説明をお願いいたします。

＜藤間企画調整担当係長より資料1～4、菅野事業者指定担当係長より資料5に沿って説明＞

○林委員長 資料1から資料5の説明をしていただきました。

皆様より、この資料に関して、ご質問あるいはご意見はございませんか。

○上原委員 市民委員の上原です。

1点教えていただきたいと思います。

2ページに要介護等認定率のグラフがあって、認定率はほかに比べて高くて、介護度の低い方が多いというご説明をいただいたのですけれども、逆に言うと、介護度の高い方が少ないということで、これは、多分、分析されていると思うのですけれども、地域性ということでほかに比べてこういう傾向があるのですか。

別に、認定の水準が高いということではないと思っているのですけれども、何かこの傾向を分析されていたら教えていただきたいと思います。

○事務局（藤間企画調整担当係長） 札幌市が軽度者の方の割合が高いというところですけれども、一因としては、札幌市は、要支援者の方であったり、サービスを利用されていない認定者の方がある程度いることを前回の計画でも載せているのですけれども、恐らく、何かあったときのために認定を受けている方がほかの市に比べると一定程度いらっしゃるのかなと考えております。

○上原委員 分かりました。

万が一のためにそういう事前準備をされている傾向が高いと理解すればいいですね。

○林委員長 ほかに、どなたかいらっしゃいませんか。

○木村委員 北海道若年認知症の人と家族の会の木村です。

軽度者のサービス利用が比較的低いと出ている一つの要因かと思うのですけれども、前に私が発言をしたように、この間、私ども家族の会も含めて、札幌市は、若年認知症に対しては結構対応てきてているのです。やはり若年認知症の方の要支援度というのは、全体的に要介護1から要介護3ぐらいの低いところに比較的集中していて、進行するにつれて要介護4、要介

護5となるのですけれども、そういうことも多少影響をしているかと思いますので、参考までに申し上げます。

○林委員長 ほかに、どなたかご意見をお願いいたします。

○木引委員 手稲区第2地域包括支援センターの木引と申します。

私は、委員交代で途中から入ったので、以前に出ているとか、それでいて申し訳ないのですけれども、同じく資料の2ページの事業対象者や非該当をどれだけ出したかというものは他市町村と比べることはできないのでしょうか。

○林委員長 非該当者の市町村との比較はどうでしょうか。

○事務局（藤間企画調整担当係長） 恐らく、札幌市のほうで確認すれば出てくるかと思うのですけれども、他都市でそれを集計しているか、公開しているかというところまでは、現時点では分からないです。ですから、比較をつくれるかというと、分からぬといふところになります。

○木引委員 サービスは限定されるのですけれども、多分、要支援1の方でも事業対象者のサービス量だけで十分な利用者が結構いらっしゃると思って聞いてみました。何かの折に確認できればいいかと思います。

○林委員長 ほかにどなたか、ご意見あるいはご質問はございませんか。

○畠副委員長 北星学園大学の畠でございます。

事前にしっかりと資料を見ておけばよかったですけれども、今、お話をあった要支援1、要支援2、要介護1の方の認定率が高めになっているというところで、お守り認定自体は悪いことではないと思うのですけれども、やはり、もう一方で言われるのが認定調査に係る費用です。単なるお守りだけであれば、本当に必要になってから申請してもらったほうが、認定調査員の訪問も含めて、しっかりと介護保険の財源を確保、守っていくことにつながると思うのですが、そこの切迫度について、札幌市としてどの程度、緊張感が高まっているのでしょうか。

あとは、要支援1、要支援2、要介護1の場合に、結果的には、サービスを利用しないだけではなくて、住宅改修と福祉用具レンタルのみという方も結構いらっしゃるかと思います。それが課題だというわけではないのですけれども、福祉用具レンタルのみの場合もケアマネジャーが入っていて、いつでも何か調子の変化があったときにすぐキャッチできるといういい面があります。今、ケアマネジャーが不足傾向にあって、1人当たりの上限数が増えてきていて、その分を何とかカバーしている中で、福祉用具レンタルのみという形でずっと使っている状況について、今後、そこにどれぐらいゆとりを持って対応していくのか、今、お答えいただけるデータはないと考えるのですけれども、今後、実際に次期計画を策定していくときに、どういう方針で考えていくべきかについて、事務局のほうでデータを整理して考えておいていただけだと大変ありがたいと思います。

○林委員長 そのデータ整理について期待をしております。申し訳ありませんが、どうかよろしくお願ひいたします。

ほかに、どなたかございませんか。

○大野委員 札幌認知症の人と家族の会の大野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

最後の資料に、新たに指定された事業所の状況がございます。私どもとしては、こういう事業所が多くあることはすごくいいわけですし、実際、15事業所が新たに指定されたと言っていますけれども、逆に、この期間に廃業された事業所はどのくらいあるのですか、教えていただきたいと思います。

○事務局（菅野事業者指定担当係長） 廃止は、今ちょうど集計しているところで数字がないので、資料として送付させていただければと思います。

○大野委員 それは今でなくてもいいので、1年間で指定と廃業がされて幾らになったのか、資料をいただければ幸いと思います。

やはり、我々としては、施設が少なくなるとすごく打撃を受けるものですから、新たに指定されるのはすごくいいことだと思うのですけれども、一方で、廃業される方がいると思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○林委員長 施設が新陳代謝をすることがいいことなのか、悪いことなのか、分かりませんけれども、廃業された施設に関する資料を提示していただけるならば、理由が何だったかもぜひ知りたいです。そして、その理由に対して、行政や市民が何かできることがあるのかを考えていくのは重要なと思います。

ほかに、どなたかございませんか。

○小川委員 札幌市介護支援専門員連絡協議会の小川です。遅れてしまって申し訳ありませんでした。

今、畠副委員長のお話の中にもあったのですけれども、最初の相談時にサービスの利用希望があったとしても、介護認定を受けて要支援の認定だったら要支援で、非該当だった場合にのみ総合事業のサービスが受けられるという形になっているので、まずは認定を受けるという前提があるので、上がるのかなと考えております。

総合事業のサービスだけでいいから事業対象でということができないので、まずは認定を受けないといけないのですが、先ほどの審査会の認定調査の費用が上乗せでかかるかと思うのです。

総合事業だけでよければ認定を受けないでやつていいよと言っているところなど、市町村によって対応が違うはずですから、札幌市もそこだけでよければ認定を受けなくても事業対象としてサービスの利用ができる形が取れるのであれば、それこそ調査費用の削減ができるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○畠副委員長 要介護認定審査を受けずに、チェックリストのみで総合事業のサービス利用に至るルートをもう少し強化することができないかというご提案と受け止めてよろしいでしょうか。

○小川委員 そうですね。

今、それは一切駄目で、まずは認定を受けた上で非該当だった場合となっていますよね。

○畠副委員長 本当は、要介護認定は受けずに介護予防事業に行く、チェックリストでもサービス事業対象者であれば総合事業のみ受けられる、要介護認定を受けた上で非該当だった場合にサービス事業を受けるという三つのルートがあるといいのですけれども、現在、札幌市は真ん中のルートは使っていないから、真ん中のチェックリストのみで要介護認定を経ずに総合事業によるサービスを利用する、介護予防ケアマネジメントを受けていくというルートの確立というのが今後の検討の方針になり得るということかと思います。

今日の時点でお針として出てくることは考えられないのですけれども、そういうことについて、何か検討されていたことがあるかという確認をお願いできればと思いませんけれども、いかがでしょうか。

○事務局（延地域包括担当係長） 地域包括担当係長の延と申します。

事業対象者については、ほかの市町村では、設立当初に、要支援認定を受けないで事業対象者に該当させるという非該当になってからではないルートもつくっているところもありますので、恐らく、札幌市においても検討はしたと思います。

そこの経過は確認しますけれども、想像するに、事業対象者になった場合、当然、総合事業が利用できるので、認定率の差が抑えられたとしても、訪問介護や通所介護の利用率が上がることになるので、費用対効果という意味では、どちらがよいかという議論があったのではないかと思います。

○畠副委員長 恐らく、現場で働かれている皆さんからすると、結局、総合事業のみのルートを開いて、そこの認定と利用が広がるという話でいっても、要介護認定を受けて非該当になってから使っている人たちも同じ形で使っているから、結局は、要介護認定をしない分、その費用を抑えられるだけで、ほかの利用は変わらないのではないかという考え方もあるのかもしれません。

そこのバランスは、ほかの市町村では、地域包括支援センターが直営であったり、1か所、2か所のみということで、総合事業のみのルートでもぶれが少ない形でサービス事業対象者をチェックリストで確認をしていける。他方で、札幌市のように非常に大きい市になってくると、各地域包括支援センターによって、そこの実施状況であるとか、それをサービス事業対象者として確認した後の市にそれを上げていくルートの確立というロジスティックの部分に、もしかしたら、相当な労力が必要になってきたり、結果的に、地域包括支援センターの役割が過重に増えてくるということを考えられます。

ですから、どちらがいいということではなくて、今後、そもそも要介護認定の調査員の切迫度や費用の過重負担の状況を見ながら、問題がないということであれば、結局は、地域包括支援センターの業務負担やぶれの少なさも含めて、札幌市は今のルートのほうが適しているという可能性もあるのかなと思います。

また、もしかしたら、そうやって広げていかないと、要介護認定の費用であったり、調査員の確保、養成の困難性が出てくるということであれば、将来的には、別ルートを開いていく検討をしていくことが必要になると考えられるかと思いますので、今のご意見について、今後、計画をつくっていくときにどのように想定したらいいか、事務局としても議事録としてしっかりと押させていただければいいかと思います。

○林委員長 話の文脈が分からぬ方多かったのではないかと思います。実を言うと、私も、ちょっと足を踏み外しております。

ただ、情報としてはとてもよく分かりました。今後のこの委員会で、小川委員から提言あるいは意見として発言していただけすると、委員会が非常に充実していくのだろうなということが分かりました。

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

## (2)次期計画策定に向けたアンケート調査の実施について

○林委員長 それでは、先に進めさせていただきます。

次に、(2)次期計画策定に向けたアンケート調査の実施についてです。

このアンケート調査の実施に向けては、市民調査部会と事業者調査部会の二つに分かれて、それぞれの部会で調査の項目等を検討いただきました。

皆様には、大変お手数をおかけしたことを、委員長として心からお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

今日は、その結果を受けて、皆でお互いの調査部会の話合いに関して意見や質問があつたら交わす場となります。

それでは、最初に、市民対象調査についてです。

市民調査部会では、私が検討結果をご報告させていただきます。その後で、事務局からアンケートの内容について、もう少し詳しく説明をしていただこうと思います。ご意見などは、事務局の説明が終わりましたらお願ひいたします。

では、私が簡単に市民調査部会の説明をさせていただきます。

私どもは、8月28日と9月16日の2回に分けて開催させていただきました。

市民を対象とする高齢社会に関する意識調査と要介護(支援)認定者調査について検討をいたしました。高齢社会に関する意識調査については、40歳以上の市民が対象となります。

部会では、設問の変更に関するいろいろな議論が出ました。

まずは、この報告から読み上げさせていただきます。

7ページの問1-3の性別を聞く部分に関しては、前期も今期も議論が起つたのですけれども、選択肢を「男性」「女性」「その他」としてしまうと、「その他」を選んだ人が自分はその他なのかということになってしまいますので、むしろ、「回答しない」も入れたほうがよいだろうということで、この4択に設定させていただきました。

こちらは、要介護者の認定者の意向調査においても同様に変更をさせていただいております。

また、10ページの問6-7及び問6-9、12ページの問9-7から問9-10は、各事業の認知度を聞く設問となっております。選択肢を、「名前も事業内容も知っている」「名前は知っているが事業内容は知らない」「名前も事業内容も知らない」と変更させていただきました。

また、問9-7については、生活支援体制整備事業の認知度を聞く設問が最初にあったほうがよいのではないかとの意見が出ましたので、これは質問の数が多くなってしまうかと思ったのですけれども、重要であるということで、追加しております。

また、10ページの問7-5及び問7-6は、身元を保証してくれる人や亡くなった後の様々な手続きを行ってくれる人について聞く設問ですけれども、札幌市からの原案では身寄りがいるかを聞く一つの設問としておりました。しかし、回答者がより具体的にイメージをして回答ができるようにということで、別々の設問として二つに分けさせていただきました。

また、11ページの問9-3の保険料負担に対する考え方を聞く設問について、一部の選択肢に括弧書きで(累進性を強める)(累進性を弱める)と補足していたのですが、累進性という言葉が少し難しくて市民には伝わらない可能性があるので、この括弧書きの説明は必要ないのでないかという意見がございまして、削除させていただきました。

次に、要介護（支援）認定者意向調査になります。

こちらは、要介護または要支援の認定を受けた在宅の方が対象者となっています。

部会では、設問の変更に関する以下のような意見が出ました。

まずは、20ページの問5-2のヘルパー不足についての考え方を聞く設問です。

市の原案では、ヘルパーによる支援を受けられなくなった場合としていのですけれども、選択肢の記載に合わせまして、ヘルパーによる支援を受けられるまで時間がかかった場合と変更させていただきました。その質問の内容の意味が分からぬと思われるかもしれませんけれども、不足しているヘルパーについて、支援を受けられなくなった場合、どうしますかと聞いていますので、ここでは時間がかかった場合と文言を変えて理解をしていただくことにしています。

21ページの問6-5及び問6-6の家族介護者が行っている介護や不安に感じる介護を聞く設問についてです。

こちらは、通院の介助、付添いも追加してはどうかという提案がございまして、追加させていただきました。これが欠けていたことに気づきました。この指摘はとても妥当だったと思います。

また、21ページの問6-9の家族介護者の相談先を聞く設問について、この中で、民生委員が欠けているので、追加したほうがよいという意見がございまして、これを追加したほか、設問の選択肢の文言が回答者に分かりにくいということもございまして、これも若干変更させていただきました。

また、二つの調査に共通して、回答者が答えやすいように質問の順番を入れ替えたり、文言の修正などを行わせていただきました。

市民調査部会における報告は以上です。

では、事務局から説明をお願いいたします。

＜藤間企画調整担当係長より、資料6、に沿って説明＞

○林委員長 市民調査部会で検討を行いました高齢社会に関する意識調査と要介護（支援）認定者意向調査について、ご意見あるいはご質問でも構いませんので、何かございませんか。

○上原委員 私も市民調査部会のメンバーとして、この内容について特に意見があるわけではないのですけれども、先ほど、今後の調査方法をどうするのかという項目が入っているというご説明がございました。最近、国勢調査と道央都市圏パーソントリップ調査が来たのですけれども、それに比べても今回のこちらの調査はボリュームが大変多くて負担感があるなと思っております。

国勢調査も、道央都市圏パーソントリップ調査も、当然、インターネットを使ったアンケートになっていまして、回答するほうの負担感、あるいは、最近の電子化を推進している情勢から見れば、当然、今回のアンケート結果でもかなりの方からインターネットというふうに出てくるのだろうと私は思っているのです。

今回の調査は何年か先ですが、この時代の関係からいけば当然のことだと思っておりまして、ぜひ次回はインターネットの導入を図るように検討していただければありがたいなという意見でございます。別に回答は要りませんので、よろしくお願ひします。

○林委員長 ほかは、いかがでしようか。

○畠副委員長 私は、次の事業者調査部会のほうでしたので、こちらの検討結果をお聞きしていないのですが、これだけ重要な内容を新たに加えていただいて、皆様に活発なご議論をいただいたいのかなと思いました。私からも改めてお礼を申し上げます。

その中で、変える必要はないのかなと思いながらも、もしかしたら、少し追記してもいいのかなと思った部分についてお話しします。

7ページの問2-2、現地域での居住継続希望で、「あなたは、今後も現在お住まいの地域に住み続けたいと思いますか」の「地域」が、札幌市みたいな巨大なエリアでいうと、どこまでのことをイメージしているのか、回答者によってちょっと違うのかなという気がしております。今回、新たに問1-2で居住区を聞くことになっていますから、こことの掛け合わせである程度見えるかなという気がしつつも、この地域というものが区レベルでこの区がいいという話なのか、単位町内会まで小さく考える方はおられないかと思うのですけれども、地域包括支援センターの圏域ぐらいのイメージになっているのか、そこの意向で回答の傾向が変わってくるのかなと少し感じました。

ただ、これは括弧書きで地域というのが連町ぐらいですと書いてもイメージしづらい方が多いので、正直、このままで仕方ないのかなと思っているのですが、こここの回答はイメージされる方によって変わる可能性があると感じました。

次に、20ページにヘルパー不足についての考えを追加していただいて、林委員長からも今ご説明をいただきましたけれども、2点お聞きしたい点がございます。

米印の「ヘルパーとは」という説明に関して、2行目の「介護や生活援助を行う資格を持つ方をいいます」と書いているのですけれども、資格を持つ方が減っているというよりは、実働している方が減っているということになるかと思いますので、「身体介護や生活援助を行う専門職の方を指します」という形で、資格というよりはサービス自体をやってくれるという書き方に変えたほうがいいのではないかと思いました。資格を持っている方と言ってしまうと、これは逆に私が知っているからイメージし過ぎてしまって、潜在的な資格所有者も含むようなイメージで捉えてしまうのかもしれませんけれども、実際に行ってくれる方というような書き方のほうが実働者としてイメージがつきやすいかなと少し感じたところです。

2点目は、「あなたはどうしますか」という設問に対して、回答選択肢の二つ目の「ヘルパーではなくてもよいので、支援してくれる人に来てほしい」というのが、どうしたいかに対して、ほしいというのが若干ずれているかなという気がしたのですが、それは細かい点なので、大丈夫です。

ヘルパーのところは、資格を持つ方というよりは、本当に来てくれる方と明記したほうがイメージしていただきやすいという部分について検討いただければと思います。

○林委員長 設問に対しての回答の選択肢がちょっとずれないと頃があることに気がつきませんでした。

この資格を持つ方を、それを行ってくれる人が不足していることが予想できるような形に書き換えることはとても簡単かなという気がいたしますが、もしかしたら、先ほどの地域の説明も含めて、札幌市のほうでアンケートの目的に何か意図があるのかもしれませんと思ったりもしました。

例えば、札幌市に居続けたいかと聞くのと、地域に居続けたいかと聞く言い方で、何か別の意図があるのかなとも思うし、資格を持つ方が不足していると思ってもらったほうがいいと思っているのか、札幌市のご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○木浪委員 訪問看護ステーション協議会の木浪です。

今のヘルパー不足の選択肢のところで、資格にも重なってくるのですが、利用できない方で自費のサービスを利用している方もいらっしゃるので、それは支援してくれる人に含まれるかもしれませんのですけれども、そういう回答の選択肢も入れたほうがいいのかなと思いました。

それから、先ほど上原委員がお話ししていたのですけれども、今回、自分自身も国勢調査と道央都市圏パーソントリップ調査の両方やったのですが、それぞれすごく大変だったのです。読み込んで疲れ過ぎて、紙面でやるのはもう諦めました。それで、やはりインターネットでやったほうが簡単だったので、そちらで進めたのです。

自分でもアンケート調査をつくったりしているのですけれども、もし可能であれば、設問は入れてもいいので、今回からもうQRコードなどを入れていただいたらいいのかなと思ったのですけれども、難しいのでしょうかという意見です。

○林委員長 前回もその議論が出たような気がするのですが、今回は今から修正するのが難しいとなっていました。それで、結局、この設問を入れることになったのだと思います。

ただ、この設問で市民の意図がちゃんと酌めるのかは、ちょっと不安です。単純に、インターネットでやるか、紙でやるかという選択肢でいいのか、よく分からないので、むしろ、この設問はこうしたらどうですかという今の提案を酌み取れるのかどうかを検討していただけるとありがたいなと思いましたが、いかがでしょうか。

例えば、次期の議論の際によりよいアンケートの仕方を考えたときに、この最後の設問で酌み取れるのでしょうか、それをお聞かせ願います。

○木浪委員 酌み取れるとは思います。ただ、そこまでたどり着くのに結構疲れるなという気がしましたもので、意見としてお伝えしました。

○林委員長 分かりました。

それで、もし札幌市のほうで地域という文言を考えたり、資格を持つ方という説明をしたこ

とに、何か特段の意義があるのかを聞かせていただければと思います。

○事務局（阿部地域包括ケア推進担当部長） 地域包括ケア推進担当部長の阿部です。

居住の地域については考えさせていただきたいと考えております。

それから、先ほどのヘルパーのご質問ですけれども、札幌市の場合、今は訪問介護は要支援者であっても有資格者が担っているのですが、今後、家事援助などの必要性が高い方が出てきたときに、今のキャパシティーではやはり難しい局面が出てくると考えております。ですから、例えば、地域の支え合いだったり、ボランティアであってもいいので、支えてもらいたいというふうにお考えになる市民の方がどのぐらいいらっしゃるのだろうという意図があったので、あえて資格という言葉を使わせていただいておりました。

もし私の今言った表現よりももっといい表現があれば変えさせていただきたいのですけれども、あえて有資格者ではないというところを強調しております。これで、意図は通じますか。

○畠副委員長 意図は大変よく分かりました。

それであれば、このままでも問題ないと思いましたし、先に、「ヘルパーとは専門的な資格を持ち訪問して行う方を指します」という形にすると、これをしてくれる人というほうが強調されつつ、専門的な資格を持っているというところが頭に出てくるかなと思うので、そっちでもあり得るかなと思いましたので、どちらのほうがいいかをご検討いただければと思います。

○林委員長 札幌市の意図を聞くことで、とてもよく理解ができました。

ただ、先ほど、別の委員が説明してくれた、では、自腹で払ってでも雇いたいですという人がもしいたとしたら、その人は、一体、この選択肢の中のどこを選ぶことになるのでしょうか。ヘルパーを利用していないので分からない、ヘルパーでなくてもよいので支援してくれる人に来てほしい、有料の人を雇うと考えた人はどこを選べばよいのでしょうか。

○畠副委員長 自費サービスは本当に広がってきてているなという印象がございますので、恐らく、この中では拾えないと思います。公的サービス以外に自費による民間サービスで支援を受けたいというところをプラスでつくっていただくということが可能であれば、多分、それが一番分かりやすいかなと思います。

公的サービスではないという形で入れていかないと、多分、一般の方には区別ができないかなと思います。公的サービスになってしまふと、ほとんどいないと思うのですが、介護保険事業内のプラス分を自費で払うということも含まれてしましますので、民間サービスによるなどということを入れていただくといいかなと思いました。

ただ、現場で働かれている皆さんから、いや、その表現だとということがあれば、ここで出していただけたといいのかなと思いました。

○林委員長 委員の質問で、自費で利用する人がいたらということで、資格ある、なしのヘルパーと、公的なものか、自費でやるかの二重の規定が入ってしまいますよね。その二つの基準でここに全ての選択肢を入れるというのは大変なことになってしまふような気がするので、だったら、最初から公的な利用における資格のあるヘルパーというふうに、聞く定義二つを掛け合わせて聞いてしまい、そして、選択肢の中で資格がなくてもとしたらいいのでしょうか。

でも、資格があっても有料ということもあるのですね。

○畠副委員長 もちろん、そうですね。

○木浪委員 そうなると、複雑になるような気がします。

この選択肢の中では、「ヘルパーではなくてもよいので」と記載がされておりますので、そこで支援してくれる人に来てほしい、地域住民、ボランティアなど、プラス有償のサービス、自費ヘルパー、家事支援など、何かいろいろありますよね。そういったところを追加したらどうでしょうか。

○小川委員 例えば、家事代行業者等の民間サービスみたいな感じで伝えると、一般でチラシなども配られているのでイメージしやすいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○林委員長 それは、別の項目として入れますか。括弧の中の地域住民やボランティア、それから、有償のワーカーを入れるのではなく、別の項目として家事代行の民間利用を入れるのですね。

○小川委員 いえ、有償サービスも有償ボランティアと民間の有償がありますので、多分、ここでは、ボランティアと民間サービスを完全に切り分けたほうがいいと思います。

○林委員長 では、選択肢を増やすということですね。

○木引委員 札幌市の意図も聞きたいところではあるのですけれども、支援してくれる人、そ

の地域住民やボランティア、少額の有償ボランティアでもいいかなという意向を聞きたいのかなと思うのです。

ただ、やはり現場では、家事代行サービスを使っている世帯は少なくないと思います。札幌市は都会ですから代行業者もたくさんあります。やはりぴかぴかにきれいにしてほしいという世帯の方は、年に一、二回、家中のお掃除を頼んだりすることもありますので、地域住民やボランティアなどと民間の家事代行サービスは分けたほうがいいかなと思いました。多分、聞きたい意図が変わってくるかと思うので、選択肢を増やすという感じでしょうか。

○林委員長 そうすると、ここは、札幌市の意図としては、ヘルパーでなくてもよいのかを聞きたいところだという質問ですけれども、そこにこの選択肢を入れることに関しては全く問題ないでしょうか。

○事務局（藤間企画調整担当係長） 事務局の意図としては、地域住民やボランティアなどと家事代行業者を分けて聞きたいところではございます。

ただ、確かに、自費で民間のサービスを利用するという方が補完されていないのはおっしゃられるとおりかなと思いますので、こちらについては選択肢を増やす方向で検討させていただければと思います。

○林委員長 分かりました。

それでは、この議論の中で最初に畠副委員長が指摘をしてくれたアンケートにおける資格を持つ人々のヘルパーの定義ですね。それを、公的なサービスをしてくれるなどというものを入れたりしながら、焦点を絞っていく可能性も出てくると思うのですけれども、これは事務局のほうで少し案を検討していただくということでおろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○林委員長 ほかに何か質問はございませんか。

○小笠原委員 小笠原です。

私は市民調査部会だったので、今ここで意見を申し上げるのが心苦しいのですが、10ページの問7-5、身元を保証してくれる人というものを追加していただいているだけでも、この設問は、たしか、前回の部会では、一つの問い合わせに二つの意味が入っていたので、二つに分けたほうがいいのではないか、どういう文言にするかは事務局に一任しますという割り方だったかなと思うのです。

それで、今、見せていただくと、問7-5は身元を保証してくれる人という文言になっていますが、この身元を保証してくれる人はどういう人のことを言うのか、皆さんにはぴんとくるのかなというのが私の疑問です。

私は法律家ですが、身元保証人という肩書の中に緊急連絡先というものが意味されている場合と、それに加えて連帯保証人のような金銭的な保証の部分まで求められている場合があって、身元保証人と一言で言っても、求められる義務そのものによって結構異なるという印象がございます。ですから、必ず中身を確認して、できると思ったらサインしてくださいねというふうにアドバイスをするようにしているのです。

ですから、身元を保証してくれる人と読んだときに、皆さん、それぞれ別の中身をイメージしてしまうと、回答も異なってきてしまう、ばらけてしまう可能性があるなと思いました。

これも何を聞きたいかによると思うのですが、緊急連絡先になってくれるような人がいるのかということであれば、緊急連絡先になってくれる人がいますかという聞き方のほうがいいのかもしれないし、それは、皆さん、検討していただけたらなと思いました。

○林委員長 実際に手元に行く設問内容があるのですけれども、それでは、「入院・介護施設等への入所・転居に際して身元を保証してくれる人はどなたですか」と明確に聞いているので、ここで、多分、緊急連絡先ではないと分かる思うのですが、いかがでしょうか。

○小笠原委員 そうすると、緊急連絡先ではなくて、金銭的な保証をしてくれる人という趣旨でしょうか。

○林委員長 「入院・介護施設等の入所・転居に際して身元の保証」をもっと詳しく書いたほうがいいでしょうか。

○小笠原委員 私だと、身元を保証してくださいと言わされたら、何をしたらいいかが分からしないなと思うのです。ただ、皆さんがお分かりなら、いいのかなと思います。

○畠副委員長 これは、多分、現場の方は皆さんイメージができていると思うのですが、要は、保証人として名前を書いてくれるということですね。施設によって、そのときに保証人に

どこまで求めるかがあるかとは思いますが、入所契約のときに保証人として名前を書いてもらう方が必要不可欠になってくるのです。ですから、現場でやっている方なら、そこで名前をちゃんと書いてくれて保証人になってくれる人という意味合いで、ここは、保証人のことだとある程度すっと通るのかなという気がするのです。

確かに、一般の方からすると、身元を保証してくれる人という広い書き方をしてしまうと、イメージが広がってしまって回答にぶれが生じるかなと思いますので、ここは、契約の際に保証人になってくれる人とすると。ただ、保証人になるということは、どこまで求められるのかを規定してしまうと、今度は施設によって若干のずれが出てくる可能性があるかなという気もするので、ここは、逆に、現場でいろいろされている委員の方から、保証人になってくれる人という記載である程度いけるかをお伺いしたいと思います。

それから、病院に入院するときもそうですね。とにかく、何をするにしても保証人になってくれる人が要るのですが、その方がいらっしゃらない方が札幌市でも非常に増えてきているというところが課題になっているよということだと思います。

逆に、身元をと入れるほうがイメージ的に分かりづらくなってしまって、保証人になってくれるという書き方のほうが現場的には一般的なのかなという気もしたのですが、いかがでしょうか。

○木引委員 困っている方はたくさんいらっしゃるのですけれども、難しいなと思っています。今思い出したのですが、緊急連絡先にはなってあげられるけれども、保証人にはなれないよと言われていたことがありました。

設問内容を聞くと、やはり求めているものが保証人なのかなと感じるので、保証人になってくれる人がいますかの聞き方のほうがすんなりすると思います。

ただ、身元の保証とは何かと言われると、私もすごく困ってしまいますね。

○小笠原委員 そうですね。

これは、設問の意図として、緊急連絡先以外の言葉があるのかが分からぬのですけれども、何かあったときに連絡を受け取ってくれる家族みたいな人がいますかということを聞きたいか、さらに、お金のところまで保証してくれる人も含めていますかということが聞きたいのか、設問の意図にもよるのかなと思うのです。

○瀬戸委員 札幌老人福祉施設協議会の瀬戸です。

老人福祉施設の場合は、いたらしいですけれども、基本的に身元保証人がいなくても入所は受け入れるのです。逆に、家族がいなければ仕方がないですけれども、緊急連絡先は必ず聞きます。

やはり、知っているから書けないのかもしれないのですけれども、この保証は何を保証するのかを明確にしたほうがいいと思いました。

○林委員長 ここ7は、たすけあいについてという表題ですが、その中身が心配事を聞けるか、看病してくれる人はいるかと来て、そして、いきなり身元保証となってしまうので、確かに、格差があるかなという気がいたします。もっと軽い、助け合いの中でのことを聞きたいのかなと考えると、ここの聞き方を考えたほうがいいかもしれません。

これは、もっと軽くしたほうがよいという意味でしょうか、それとも、この助け合いというものの内で、心配事、看病と来て、その次が避難警防発令時の緊急の避難行動について聞くところになります、その後、また頼れる人はとなっています。このアンケートでは、どのレベルのものが身元保証を意味しているのでしょうか。

○小笠原委員 この流れを見ていくと、問7-3が看病などをしてくれる人ということですから、在宅の介護を手伝ってくれる人というイメージだと思うのです。

二つ飛ばして、問7-6は亡くなった後の様々な手続ということですから、多分、問7-5の位置づけとしては、施設入所のときに手伝ってくれる人という、まさにこの設問内容に書いてあることが聞きたいことではないかと段階的に考えられると思うのですけれども、それを示すものとして、その「身元を保証してくれる人」という書き方で分かるのかなというのが私の疑問だったところです。

ですから、設問の階段の上がり方としてはいいのではないかと思うのですけれども、身元保証以外のもう少し分かりやすい言葉があればいいのではないかなと思います。

○事務局（阿部地域包括ケア推進担当部長） 今、小笠原委員におっしゃっていただいたように、これはだんだんと深いところのつながりを聞いているのですけれども、今回、新たに追加

させていただいたのは、昨今、身寄りのない高齢者の問題が非常にクローズアップされてきていて、身寄りのない方が困るのが入所や入院、亡くなった後、誰がどうするのかという問題が今出てきています。現実、札幌市の中で、こういったところがニーズとしてあるのかどうか、ざっくりとすけれども、把握したいという意図があります。

もし皆さんがさらっとこの文章を見たときに、いや、書けないよというのであれば、少し変えようかなと思うのですが、一般的な高齢者がこの文章を見て、これはどこまで言っているのだろうと深く考えて筆が止まってしまうような設問の仕方でしょうか。もしそうであるとしたら、身元保証人はいますかのほうが書けるのかなと思うのですけれども、一般的な高齢者の方がここでつまずくというような感覚がもしかあるのであれば教えていただきたいのです。今、身元保証人ぐらいしか思い浮かばないのですが、いかがでしょうか。

○木村委員 今の問題は、私ども家族の会でも相談のときにやったのですけれども、基本的に、身元保証人というと、亡くなった後の対応まで含むのですよね。ですから、そういうことについては、緊急連絡先が分かれば、もし亡くなったりといったことが発生したときには、その緊急連絡先の方に身元保証をどうしますかというふうに聞いていくと思います。

最初の段階では、身元保証人という文言が入ると非常に大変というか、実際に、私どもの家族の会でも起こったのですが、身元保証人という欄に記入したら、単なる連絡先なのに、地域包括支援センターのケアマネジャーが連絡が取れないのだけどと言ってきて、物すごく労力を使って探し回って、結局、ご本人が買物したり、どこかに行っていて何時間かいなかっただけだったということがあったのです。

やはり、まずは、緊急連絡先でいいのだと。緊急連絡先が分かっていれば、何かあったときに、その緊急連絡先の方から身元保証人に尋ねていくということで、最初から身元保証人というのを要らないのかもしれないと思いました。

○畠副委員長 一つの提案ですが、最終的には事務局に引き取っていただきて、委員長と話し合うというところでいいかなと思うのですが、もし可能なのであれば、問7-5の「転居」は消して、「入院・介護施設等の入所に際して緊急連絡先になってくれる人はいますか」を先に聞き、その後に、その方に身元保証人になっていただくことは可能ですかと2段階で聞いたほうがいいのではないかと思います。頭の緊急連絡先は必ず、そこはぶれなく分かるかと思いますので、その次の段階で身元保証人まで聞かれたら、多分、次の段階として、契約に際しての保証人というイメージを持っていただけるかなと思うのです。1問増えてしまいますが、2段階で聞いてみて、あとは、下は、「はい」「いいえ」でだけで聞くという聞き方であれば、負担も少なくプラスできるのかなと思います。

あるいは、そこまでやらずに、取りあえず今年度はこれで聞いてみて、どういう回答が出てくるかを確認してみるとことでもいいのかなとも思います。

この後、これ以上、議論してもなかなか落としどころが見えてこないかなという気もしますので、最終的には、そこの二つぐらいの方向性で調整なのかなと思いました。

○事務局（阿部地域包括ケア推進担当部長） 緊急連絡先というよりも、公的な契約の部分をやってくれる人がいるかどうかという意図ではあったのですが、緊急連絡先になると、入院、入所だけではなくて、例えば、倒れていた、救急車というところにも関係してくるので、そこまではという意図があったのです。

ただ、皆さんのご意見を踏まえて、緊急連絡先というところも視野に入れながら整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○林委員長 改めて、今のご意見を尊重しつつ案を出してもらい、委員長のほうで決めさせていただくということで、今回のアンケートはこれをやってみて、その結果を見て、次期に別の選択肢を増やしたり、文言を変えることを考えてみようと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○林委員長 申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

ほかに、どなたかご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○林委員長 もしなければ、ご意見を踏まえまして、微調整を事務局と委員長でさせていただくということをご承認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○林委員長 それでは、ご承認をいただいたということで、市民対象調査は以下の内容で実施

いたします。

次に進めさせていただきます。

次は、事業者調査部会について、畠部会長からご報告をお願いいたします。

○畠副委員長 それでは、先ほどの21ページが資料7の最後なのですけれども、その裏面の22ページからが資料8の介護保険サービス提供事業者調査の資料になっておりますので、ここから経過についてご報告を申し上げます。

事業者調査部会に関しましては、9月2日、10月1日の2回開催しました。

こちらの調査に関しましては、提供されるサービス種類別にそれぞれ実施するものと、その事業所を設置している法人に対して実施するものとなっておりまして、合計で19種類の調査になっております。

ですから、一つの事業所に対して事業所分とその法人分の2部が届く可能性がありますけれども、別調査としてそれぞれ作成をしてまいりました。

資料は22ページからですが、5ページほどめくっていただいて、28ページをご覧ください。

真ん中の青色の問4-10に介護助手のことが出ております。

介護助手に関しまして、設問内容の真ん中の「現在、介護助手を活用していますか」で介護助手に米印を設定しておりますけれども、この介護助手というものが雇用契約を結んでいる人なのか、ボランティアなのか、混同してしまうのではないかというところから、この定義について、雇用契約を結んだ職員と加筆する形で、介護助手という役職についての定義を明確化しております。

加えて、この介護助手に関しましては、基本的には入所施設に対する調査項目として設定しましたけれども、訪問系など、ほかのサービスについても、複数名で対応するサービスについても介護助手の活用が広がってくる可能性があるのではないかというご意見もいただきました。こちら、最初は原案では対象としていなかった訪問入浴介護事業者に関しても追記する形で新規に設定しております。

それ以外に、訪問介護、訪問看護など、複数の訪問系のサービスがございますけれども、それらについては、基本的に1名で行くことが想定されているので、そのときに介護助手と記載してしまうと、家事援助と区別がつかなくなる可能性もあるところから、今回は、訪問系全部ではなくて、訪問入浴のみの追記としております。

今後、状況に応じて、地域密着型サービスなど、対象を増やしていくことも検討したらいいのではないかということで、このような形にさせていただきました。

加えまして、今度は定年制についてです。

26ページにお戻りください。

問4-1-3-アになります。

定年制度については、そもそも問4-1-3でお聞きする内容が、年齢に関しては29歳以下から30代、40代、50代と、その後、60代以上になっていたところを、60歳から69歳と70歳以上とすることで、さらに高齢の方でも働いている方を把握できるような形で設定しております。さらに、定年制度の有無であったり、定年の年齢、再雇用制度の有無について、年齢を問わず活躍いただいている方がどのくらいいらっしゃるのかを把握していく形にそれぞれ設問に追記しております。

皆さんからご意見をいただいて追加したのがあと1点ございます。

55ページをお開きください。

問2-1の特別養護老人ホームの入所者数を聞く設問について、いわゆる入院中の入所者を対象に含めるのかどうか、事業者が混同する可能性があるのではないかというご意見をいただきました。

そこについて、注釈をつけ、今回は入院中の入所者も対象に含める形で数値を記載いただくことが分かるような形で定義づけを明確化しております。

それ以外にも、それぞれご意見をいただいて、検討はさせていただきましたけれども、札幌市の保険請求のデータなどから、より客観的な情報を把握することができるものが一定数見られましたので、そちらに関しましては、より客観的な保険請求データなどから確認していく、また、実地調査の結果から把握していく形にして、今回のアンケート調査には追加しない形で原案を提示させていただいております。

事業者調査部会の主な議論は以上です。

＜藤間企画調整担当係長より、資料8、9に沿って説明＞

○林委員長 それでは、以上の事業者調査部会で検討を行いました介護保険サービスの提供者事業調査について、何かご意見あるいはご質問はございませんか。

○加藤委員 北海道認知症グループホーム協会の加藤です。

何か介護助手にこだわっているような雰囲気があるのですけれども、例えば、清掃、洗濯、調理の外部の事業者は介護助手となるのかどうか。この前、厚生労働省からのアンケートも来ていましたすけれども、介護助手の中に外部の業者も入るようなニュアンスがあったのです。それで、札幌市はどんな感じでしょうか。

○林委員長 介護助手の中に外部業者も入るのでしょうか。

○事務局（菅野事業者指定担当係長） 今後、それが広がってくれば、また違ってくるとは思うのですすけれども、今回、我々が初めてこの設問を追加させていただいた中では、外部の業者は含まないようなイメージでつくっております。

○林委員長 ということは、答える方が迷わないように、この介護助手には外部の事業者は含まないと書いておいたほうがよいでしょうか、それは必要ないでしょうか。

○加藤委員 ただ、厚生労働省のアンケートでは入るみたいなニュアンスですから、それと相反するはどうなのかなという感じがするのです。

○事務局（菅野事業者指定担当係長） もともと雇用契約に基づくというところで定義をしておりますので、そちらとは少しずれるのですすけれども、今回はこの形で回答を求めていきたいと思っております。

それが全体として問題があるというか、勉強不足で大変申し訳ないのですけれども、私は、外部業者は介護助手だということが当たり前という認識がないのですが、そういうところがもともとあって、そもそもこの設問自体が非常に混乱してしまうということであれば、含むという選択肢は考えられますけれども、現状では、そこまでの状況ではないのかなと正直思っております。

それから、先ほど説明した雇用契約に基づいた職員人を言いますということで定義させていただいておりますので、今後は分からぬのですが、今回に関してはこの設問の形でいければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○畠副委員長 今のところ、介護助手というのは、とにかく厚生労働省が進めている生産性向上に向けた介護業務の切り出しの部分でございます。

切り出しあとは、いわゆる直接介助ではない間接的な業務に関しては他社の介護職員以外の者が対応をしていくという流れのことで、そこで、ベッドメーキングであれ、清掃であれ、切り出した業務を外部業者に出していくというのが生産性向上の一例として、多分、今後はどんどん広がっていくことは想定されますが、あくまでも介護助手というのは個々人ですので、各施設が個々人と労働契約、雇用契約を結んで入ってきていただくということになります。

私は、加藤委員がおっしゃっていた厚生労働省の調査を見たことがないので、そこにどういう記載がされていて、その介護助手の定義が変わっているのかは何とも判断できないところがありますすけれども、現状としては、一般的にはそこまでの定義拡大は図られていないと認識していますので、今年度はこの形での実施で問題はないかなと考えておりました。

また、厚生労働省の調査結果なども見ながら、札幌市の記載も合わせていかないと事業者側の混乱ということに結びついてしまいかねませんので、そこは今後さらに情報収集に努めていくことが必要かなと思います。

○林委員長 まだその定義には達していないかもしれませんので、今回はこのままということにして、ただ、これは外部の事業者は含まないのですかといった質問が来るようでしたら、次期の3年後に検討するということで構いませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○林委員長 ほかに、どなたかご意見あるいはご質問はございませんか。

○瀬戸委員 老人福祉施設協議会の瀬戸です。

スポットワークに関してですが、今、私は、57ページの老人福祉施設を見ていますすけれども、実は、先週、厚生労働省の担当課から私どもの全国団体に同じような質問が来て、使っているところはどこかという話で私のところに質問が来て、同じような質問を受けたのですすけれども、その中で一つだけ気になった質問がありました。それは、スポットワーカーを常勤換算していますかという質問があつたのです。

私どもは、常勤換算は全くしていないので、えつ、できるのですかと聞いたのです。できるか、できないかの答えはなかったのですけれども、もしかしたら、実際にそこで働いているので、常勤換算が可能なのではないかと後から思ったのです。常勤換算をしているか、していないかというものを聞ければ、1個、設問が追加になってしまいますけれども、何か新しいデータが取れるのかなと思ったのですが、冒険過ぎますか。

○畠副委員長 今の点は、私も本当に寝耳に水みたいな感じですが、厚生労働省がそれに対し回答しなかったという状況を勘案しても、札幌市でも聞かないほうがいいかなと正直思ってしまいます。要は、できるのかみたいなメッセージ性になったら、これは大変困ります。

取りあえず、厚生労働省としては、している事業者があるのであれば把握していって、今後の検討材料に入れるということだと思うのですが、札幌市としてそれを先に把握してしまうというのは正直怖いかなと思いますので、今、札幌市としては、活用状況の把握にとどめていただいたいほうがいいかなと思いました。

瀬戸委員、いかがですか。

○瀬戸委員 分かりました。

○林委員長 ここには最新の情報がいろいろ来るのですけれども、逆に、下手に忖度すると後から大変ということもありますので、今の時点では、このままということで構いませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○林委員長 ほかに、どなたか、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○林委員長 今、出た意見を踏まえまして、事務局と委員長で話合いをさせていただきまして、一部の修正に関する対応はさせていただきまして、あらあらの部分に関してはこのままでというご承認をいただいたということで構いませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○林委員長 ありがとうございます。

次に、アンケートの実施方法、スケジュール等について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（藤間企画調整担当係長） アンケート調査の実施方法についてでございますが、調査対象者、高齢社会に関する意識調査が40歳以上の市民6,500人、内訳が40歳から64歳の方が1,500人と65歳以上の方5,000人となっております。

次に、要介護（支援）認定者意向調査でございますが、要介護（支援）認定を受けている在宅の市民の方5,000人が対象となっております。

介護保険サービス提供事業者調査では、市内で指定、届出のある事業者と、その設置法人と合わせて約4,800件となっております。

調査の実施につきましては、12月1日を基準日といたしまして、調査期間を3週間程度想定しております。

集計、分析につきましては、来年1月から開始をいたしまして、3月までを予定しております。

本委員会でのご報告は、来年度、令和8年度に入ってからの予定となっております。

以上でございます。

○林委員長 今のスケジュールについて、何かご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○林委員長 そうしましたら、本日の議題は以上ですが、全体を通して、最後に何かご意見なりご質問がある方はおりませんか。

○事務局（菅野事業者指定担当係長） 先ほど質問いただいた廃止事業所の関係ですけれども、昨日、取りまとめたものがちょうどアップされておりました。令和7年4月から9月までですので、先ほどの時間枠とはちょっとずれるのですけれども、お伝えさせていただきます。

廃止事業者数でございますが、地域密着型通所介護が10事業所、小規模多機能型居宅介護が4事業所、認知症対応型通所介護が1事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が5事業所、グループホームが1事業所という状況になっております。

以上です。

○林委員長 これについてご質問された委員の方、改めての質問はございませんか。

○木村委員 簡単で結構ですから、次回、改めて書面で提出していただければ一番分かりやす

いので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○林委員長 次の資料として、よろしくお願ひいたします。

### 3 閉会

林委員長より、第4回委員会の閉会を宣言した。次回委員会の開催は来年度となるため、詳細については、後日、事務局を通じて連絡することとした。